

様式4 (行政手続条例適用：個票番号701)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	漁港休憩施設使用の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町漁港休憩施設設置条例 (平成5年厚岸町条例第12号)
根 拠 条 項	第7条
根 拠 条 文	次の各号の一に該当するときは、施設管理者はその使用の停止若しくは許可を取り消すことができる。この場合、使用者に損害を及ぼすことがあっても施設管理者等は賠償の責を負わない。 (1) 使用許可の条件に違反したとき。 (2) この条例に違反したとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課水産係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号702)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	沿岸漁業構造改善対策事業補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町沿岸漁業構造改善対策事業補助規則 (昭和41年厚岸町規則第5号)
根 拠 条 項	第17条
根 拠 条 文	<p>補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、町長は補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) この規則に違反したとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定の内容はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 補助金を他へ流用したとき。</p> <p>(4) 事業の実施の方法が不相当と認められるとき。</p> <p>(5) 事業完了の見込みがないとき。</p> <p>(6) その他不正の行為があつたとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課水産係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号703)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	水産物産地流通加工センター形成事業補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町水産物産地流通加工センター形成事業補助規則 (昭和53年厚岸町規則第14号)
根 拠 条 項	第16条
根 拠 条 文	<p>補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、町長は、補助金の交付の決定を取消又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) この規則に違反したとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 補助金を他へ流用したとき。</p> <p>(4) 事業の実施の方法が不相当と認めたとき。</p> <p>(5) 事業完了の見込がないとき。</p> <p>(6) その他、不正の行為があつたとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課水産係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号704)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	漁村環境改善総合センター使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町漁村環境改善総合センター条例 (平成13年厚岸町条例第36号)
根 拠 条 項	第5条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、漁村センターの使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 漁村センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課水産係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号705）

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	漁村環境改善総合センター使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）
根 拠 条 項	第6条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課水産係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号706）

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	床潭地区漁村センター使用許可の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）
根 拠 条 項	第5条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、漁村センターの使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 漁村センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課水産係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号707)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	床潭地区漁村センター使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町床潭地区漁村センター条例 (平成13年厚岸町条例第37号)
根 拠 条 項	第6条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課水産係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号708)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	農業農村活性化施設使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町農業農村活性化施設条例 (平成13年厚岸町条例第33号)
根 拠 条 項	第5条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業農村活性化施設の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 農業農村活性化施設の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号709)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	農業農村活性化施設使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町農業農村活性化施設条例 (平成13年厚岸町条例第33号)
根 拠 条 項	第6条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正な手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号710）

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	農業振興奨励補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町農業振興奨励補助規則（昭和39年厚岸町規則第12号）
根 拠 条 項	第11条
根 拠 条 文	<p>補助事業が、次の各号の一に該当するときは、町長は補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) この規則に違反したとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(4) 事業実施の方法が不相当と認められたとき。</p> <p>(5) その他不正の行為があつたとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号712)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	経営体育成支援事業助成金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町経営体育成支援事業交付規則(平成25年厚岸町規則第24号)
根 拠 条 項	第21条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、助成対象者等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号713)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	育成牛等一時管理施設使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町育成牛等一時管理施設条例 (平成10年厚岸町規則第34号)
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理施設の使用を承認しない。</p> <p>(1) 管理施設又は附属施設をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号714)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	育成牛等一時管理施設使用承認の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町育成牛等一時管理施設条例 (平成10年厚岸町規則第34号)
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理施設の使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号715)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	若齢牛育成センター利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町若齢牛育成センター条例 (平成19年厚岸町条例第1号)
根 拠 条 項	第8条
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 若齢牛の育成を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号716）

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	若齢牛育成センター利用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町若齢牛育成センター条例（平成19年厚岸町条例第1号）
根 拠 条 項	第9条第1項
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第7条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号717)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	厚岸町営牧場利用における必要な指示
根 拠 法 令 名	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例 (昭和45年厚岸町条例第13号)
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	町長は、放牧または舎飼いをした家畜が疾病その他の理由によつて、牧場の管理に支障をきたすおそれがあると認めるときは、当該利用者に対して必要な指示をし、または牧場の利用の承認の全部若しくは一部を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当する場合に必要な指示をする。 1、家畜が疾病により牧場利用が困難となった場合 2、家畜が事故により牧場利用が困難となった場合 3、牧場において家畜の伝染病が発生した場合 4、牧場の牧草の状態が家畜認容頭数の範囲を超えた場合 5、害虫及び熊の害により牧場使用が困難となった場合
所 管 部 署	水産農政課町営牧場
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号718）

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	管理上の承認取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	町長は、放牧または舎飼いをした家畜が疾病その他の理由によつて、牧場の管理に支障をきたすおそれがあると認めるときは、当該利用者に対して必要な指示をし、または牧場の利用の承認の全部若しくは一部を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当する場合に承認を取り消す。 1、次に掲げる要件を欠くことになったとき。 （1）原則として家畜が除角していること。 （2）原則として家畜が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を受けていること。 （3）家畜共済に加入していること。 （4）家畜の健康状態が良好であること。 2、使用料が未納であり督促に応じないとき。
所 管 部 署	水産農政課町営牧場
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号719)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	違反者に対する措置（承認取消し）
根 拠 法 令 名	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項	第14条第1項
根 拠 条 文	町長は、次の各号の一に該当する者に対しては、その利用の承認を取り消し、または当該違反の事実を知った日から1年以内の期間牧場の利用を承認しないことができる。 (1) 第7条の承認を受けないで牧場を利用した者 (2) 第9条の規定に違反した者 (3) 正当な理由がないのに第10条の指示に従わない者
処 分 基 準 の 内 容	該当条文の定める基準のとおり。 第7条 牧場を利用する者は、町長に申請してその承認を受けなければならない。 第9条 利用者は、牧場の利用に関し、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 (1) 家畜の放牧または舎飼いの利用期間 (2) 家畜の放牧または舎飼いの利用頭数 (3) 採草量 第10条 町長は、放牧または舎飼いをした家畜が疾病その他の理由によつて、牧場の管理に支障をきたすおそれがあると認めるときは、当該利用者に対して必要な指示をし、または牧場の利用の承認の全部若しくは一部を取り消すことができる。
所 管 部 署	水産農政課町営牧場
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号720)

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	太田活性化施設利用許可の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町太田活性化施設条例 (平成27年厚岸町条例第1号)
根 拠 条 項	第8条
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、活性化施設の利用を 許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 活性化施設の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号721）

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	太田活性化施設利用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第1号）
根 拠 条 項	第9条
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水産農政課農政係
備 考	